

2024年9月24日

Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社  
代表取締役社長 土井 純二 様

一般社団法人北海道自然保護協会  
会長 在田 一則  
〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2-38  
電話 011-876-8546

### (仮称) 苫東厚真風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

貴社が現在意見募集を行っている(仮称)苫東厚真風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対して、環境の保全の見地から当協会の意見を述べます。

当協会は、風力発電など再生可能エネルギーの利活用には必ずしも反対するものではありませんが、事業地域の選定にあたっては、工事中および風力発電機の稼働によって地域周辺の自然環境の保護と生態系の保全および住民の健康に影響を及ぼさないようにしなければいけないと考えております。そのような観点からは、本事業計画は対象事業実施区域（以下、事業実施区域という）およびその周辺の極めて貴重な鳥類を含む自然生態系にいちじるしい悪影響を与えることから、本事業計画を即刻中止することを求めます。

なお、以下は、本事業の方法書に対する当協会の意見でも述べましたが、本意見書でもあえてお伝えします。本事業計画は、現地の事情の知らない事業者が、北海道の人家もほとんどない原野で、周辺に障害物も少なく、他の事業者も手を付けていない、かつ港にも近い場所に飛びついたという印象を受けます。事業実施区域は、我が国で最初のサンクチュアリであるウトナイ湖をはじめとする、環境省が「生物多様性国家戦略 2012-2020」を受けて策定した、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」である「厚真水田および鶴川水田、勇払原野湿原群、および鶴川河口」の3つの湿地に囲まれた地域です。また、事業実施区域を含む地域には12年ほど前から国の特別天然記念物であるタンチョウが飛来し、最近では複数のつがい営巣・産卵し、そのニュースは道民に明るい話題を提供しています。このようなところに風力発電施設の建設を計画すること自体が暴挙に等しいことです。少なくとも北海道を知る風力発電事業者ならこの地域は北海道における野鳥の聖域であり、国内でも有数の鳥類の多様性ホットスポットであるという認識があり、誰も手を出さない場所です。このような認識のない事業者の感覚は、計画段階環境影響配慮書において事業実施想定区域を示す十数枚の写真がすべて冬季の雪一色の写真であり、該当区域の植生や環境の様子がまったく伺えないものであったことから推定できました。

以下では、主に海浜植生と鳥類の影響について述べます。

## 1. 地形への影響について

本事業実施区域東側の鵠川周辺の海岸は、北海道で海岸侵食速度がもっとも大きい（3m/年以上）ところである。一方本事業実施区域の東側エリアから中央部エリアにかけては、逆に堆積海岸となっている。このようにこの地域は、河川の土砂供給量の変化や港などの構築物による沿岸漂砂の減少などにより海岸線の変化が激しいところである。本事業実施区域の東側エリアでは、風力発電機は海岸線近くに予定され、350m～500m 間隔で5基が並ぶ発電機は海岸線から約180m（10号機）～約120m（6号機）の近さである。一帯は砂浜あるいは砂丘の砂質土壌である。一般に風車の風下側は数100mにわたって風が強まると言われている。しかし、一方では風車土台やハブによる遮蔽効果もある。したがって、地形への影響を評価するためには風況の変化による砂の移動の検討が必要である。風力発電所の設置による風況への影響は、下記のこの地域に特徴的な海浜植物群落の帯状分布に大きな被害をもたらす。

## 2. 海浜植生への影響について

上記のように、本事業実施区域東側エリアでは、海岸線に平行して5基の風力発電機が配置されているが、計画によると、さらにこの5基の風力発電機をつなぐ建設用道路が盛土で造成され、建設後も管理道路として永続的に運用される。これらの風力発電機と管理用道路のために、周辺の海浜植物群落の帯状分布は壊滅的な被害を受けてしまう。

東側エリアでは、海岸汀線から内陸に向かってハマニンニク→コウボウムギ群集→ハマエンドウ群落→ヤマアワ群落がそれぞれ汀線と平行に帯状分布している。これらの群落はいずれも環境省植生図では植生自然度10の自然草原である。このような海浜植物群落の帯状分布は貴重な生態現象であり、帯状分布を保全することは重要な価値がある。特にヤマアワ群落の帯状分布は、ここ浜厚真海浜だけに見られるまだ成立のメカニズムが解明されていない特に貴重な現象である。海からの海風による乾燥、飛砂の堆積による植物体の埋没、そして海塩による細胞の生理的障害は汀線から内陸に向かって低減されていく。海浜でみられる帯状分布は、植物間でこれらのストレスに対する耐性が異なることによって形成されている。

動物、植物、生態系への影響を低減するための環境保全措置（予防措置）の中で以下の内容が示されている。「東側エリアでは砂の移動をできるだけ妨げない計画とする。事業に伴う造成は必要最小限にとどめ、着手前に重要な植物群落の分布状況を確認し、影響の回避に努める」

このように対応するとあるが、東側エリアでの工事計画は、極めて重要な生態現象であるヤマアワ群落の帯状分布の中心部を貫通して5機の風力発電機およびそれらを結ぶ工事用道路を建設し、道路は完成後も管理用道路としての永続的な運用を行うものである。その結果、ヤマアワ群落の帯状分布は壊滅的な被害を受け、おそらくこの帯状分布は消失するであろう。そして、我々は未解明で重要な生態現象という貴重な財産を失うことになる。

東側エリアでは、内陸側にも別な重要群落が分布する湿地が広範囲に広がっており、このエリアの中ではどこに風力発電機を設置してもその影響を回避することはできない。東側エリアの風力発電機の設置計画は撤回すべきである。

## 2. 鳥類への影響、特にタンチョウについて

本事業実施区域を含む苫小牧市東部から厚真町、むかわ町にまたがる勇払原野は、日本で最初の野鳥の聖地「バードサンクチュアリ」、そしてラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖を有するほか、事業実施区域の東西両側および北側には、「重要野鳥生息地」(IBA)と「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(KBA)が広がっている。また、事業実施区域の南東約5kmの鵠川河口付近は北海道により鳥獣保護区に指定されている。これらの地域は、希少種を中心とした野生動植物の重要な生息地として世界的に認知されている。事業実施区域に生息・飛来する鳥類は、上記の周辺の自然度の高い湿原や草原、湖沼、河川などを含む広範な周辺域も利用して生息している。

準備書では、事業実施区域周辺の各種指定区域を除外したことで、野生動物への重大な影響は回避・低減されると評価しているが、風力発電施設の建設はこれらの指定区域に隣接する広範な地域も利用している多くの鳥類の風車衝突事故を引き起こす可能性があり、また風力発電機の障壁効果により鳥類の移動経路の変更や生息地放棄がもたらされると考えられ、その評価は不適切であると言わざるを得ない。

大きな影響が危惧される希少鳥類種のうち、とくに現時点で事業実施区域およびその周辺での生息状況が把握されているものとして、タンチョウ・チュウヒ・オジロワシ・オオワシ・マガン・オオジギシなどがあるが、以下では、国の特別天然記念物であり、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定され、今年(2024年)も事業実施区域の浜厚真湿地で繁殖、子育てに成功し、現在(9月17日現在)も飛べるまで育った幼鳥1羽を連れた親子3羽が浜厚真湿地近くの空を舞っているタンチョウを例に、事業実施区域でのタンチョウの最近の生息実態を述べ、計画撤回を求める。

貴社は本年8月の準備書説明会で、タンチョウの現況調査を「令和5(2023)年1月～9月、定点カメラ＝1地点＝を令和5年1～12月に実施」し、現況調査結果として、「令和3(2021)年の猛禽類調査時より、タンチョウの記録を行い、調査範囲において、越冬期を除く時期において生息を確認した」とし、現況調査結果・予測評価では「浜厚真の湿地や厚真川河川敷などで採餌や休息が確認された」としたうえで、「湿性草地及び周辺の移動や飛翔範囲では可能な限り生息環境の改変を避けることから、影響を低減できるものと予測する」、「改変は風力発電機ヤード及び管理用道路に限定されること、移動経路を阻害するような面的な構造物を設置するものではないことから、影響は小さいと予測する」、「飛翔の多くが高度L(地面からブレード下端までの高さ50～60m)であり、歩行での移動割合が多かったこと、風力発電の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード等への接触の可能性は低いものと予測する」と結論づけた。また、環境保全措置としては「タンチョウやチュウヒの繁殖初期には、状況に応じて繁殖行動が確認された周辺部での工事は行わないこととし、各種の繁殖状況に配慮します」、「鳥類に対する視認性を高めるために、風力発電機のブレードの先端部を染色します」などと述べている。

だが、なぜ令和3(2021)年は「猛禽類調査時に記録」しただけなのか、疑問だ。この年は浜厚真湿地で営巣し、2羽の子育てが行われた。子育て時期は幼鳥が飛べるようになるま

で、親鳥はまだ飛べない幼鳥と一緒にいるので歩くのが多いのは当然だ。さらに、飛翔してもブレードの高度L以下だから大丈夫と「評価」している。研究者によると、通常そこまで高く飛ぶことはまれとのことだが、遠くまで移動するため高度をあげて飛ぶことは観察されている。準備書は、限られた調査だけに基づいて、「多少の影響はあるかもしれないが、気を使って事業を進めるから安心して任せて」と言っているように見え、特別天然記念物タンチョウを守るという大切な視点が欠けている。

タンチョウの保護増殖に取り組んできた環境省は2013年、「タンチョウ生息地分散行動計画」を策定し、2023年10月には計画を見直して「タンチョウ生息地分散行動計画（第2.0版）」をまとめた。そこでは「近年、再生可能エネルギーの導入が急速に進むなか、タンチョウの繁殖地やその周辺に太陽光発電施設を建設する事例が増加していることから、今後、タンチョウの分散・定着が期待される地域において再生可能エネルギーの建設計画を把握した際には、事業者や地方自治体と適切な情報交換を図りつつ、環境アセスメント制度等も活用し、事業者へ適切な配慮を促す必要がある」とし、さらに、「タンチョウの繁殖地や繁殖候補地において、太陽光発電施設や風力発電施設の建設が予定されている場合には、事業者や地方自治体に対し当該地がタンチョウの生息適地であることの情報を共有し、適切な配慮を求める」と述べている。

環境省がこれらの計画を設定したから、タンチョウが道央圏に分散し始めたわけではないが、環境省の生息地分散行動計画に先立って、真っ先に道央圏に姿を現わし繁殖を始めたのが鶴川周辺に来たつがいのタンチョウだった。2011年にやってきたそのつがいをこれまでずっと見守ってきた地元の市民グループ「ネイチャー研究会 in むかわ」（以下、ネイチャー研究会という）のメンバーは愛情をもってそのつがいを「むかわタンチョウ」と呼んでいる。

ネイチャー研究会によると、このつがいは2013年から2年続けて鶴川周辺で繁殖に成功している。つがいは2017年には初めて浜厚真湿地に巣を造り、繁殖に成功した。道央圏で初めて幼鳥のバンディングも行われた。装着された足環ナンバーは「318」である。つがいはその後も鶴川周辺で繁殖を続け、浜厚真での2回目は2021年であった。そして、今年（2024年）が3回目の浜厚真での繁殖であった。8年で3回も営巣地に選ばれたのが浜厚真湿地である。繁殖地保護の観点からマスコミも繁殖地名は特定せず、「むかわ周辺」と書いていた。しかし、本風力発電事業計画を知ったネイチャー研究会は背に腹は変えられず、「繁殖地を公表して反対署名を集めたい」と活動をはじめた。

浜厚真湿地だけではない。数少ない道央圏でのタンチョウの繁殖地は苫小牧市のウトナイ湖周辺にもあり、また、苫東地域の他の場所（繁殖地未公表）でも昨年と今年繁殖が確認されているという。

浜厚真生まれの足環318を装着したオスは、3歳になった2020年つがいになって幼鳥2羽を連れて道央圏に現れ、今年まで5年連続して子育てに成功している。このことから浜厚真湿地がタンチョウにとってどれだけ大切な場所かがわかる。

タンチョウは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種である。同法第三十四条（土地の所有者等の義務）には、「土地の所有者又は占有

者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない」とある。貴社は事業実施区域の占有者に該当すると思うが、いかがでしょうか。

以上、タンチョウが定着・子育てをしている事業実施地区周辺の重要性・貴重性について述べた。本事業実施区域に関わる自然環境の重要性、特に鳥類について、「(仮称)苫東厚真風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」、および「(仮称)苫東厚真風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する北海道知事意見や環境大臣意見および経済産業大臣意見、また、それらの環境影響図書における専門家等へのヒアリング結果でも述べられている。また、環境省の環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム (EADAS) にある「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (陸域版)」でも注意喚起 A3 とされている。

以上のように、本事業実施区域および周辺地域は豊かな鳥類相を有する地域であることから、風力発電施設が建設されればバードストライクや障壁影響が発生する可能性が極めて高い。鳥類保全の観点からも本計画は撤回されるべきである。